

宇治労政ニュース

利子補給申請を受け付けています

宇治市中小企業低利融資制度（マル宇）、
日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金制度（マル経）を利用されている方へ

宇治市では、市内事業者の経営の安定を図るため、下表の融資制度の利用者に対し、前年に支払った利子の補給を行います。該当する方にはあらかじめ申請書を送付しています。

令和 7 年 2 月 7 日（金）まで（必着）に産業振興課へ申請してください。

また、該当すると思われる方で、申請書が届いていない場合は産業振興課までご連絡ください。

※令和 6 年 1 2 月に借入された事業者様には、申請書を 1 月中旬に送付しておりますので 2 月 1 7 日（月）までに申請してください。

《対象者》

下表の融資制度による融資を受け、令和 6 年 1 月～令和 6 年 1 2 月中に利子の支払いがあり、令和 7 年 1 月 1 日現在において市内に引き続き 1 年以上住所（法人は本店または支店登記）のある、市税に滞納のない事業者

◆各融資制度の利子補給額と補償対象期間

融資制度	利子補給額	補給期間
＜マル宇＞ 宇治市中小企業低利融資	融資利率 1. 3 %のうち 1. 3 %相当額	2 4 ヶ月間
＜マル経＞ 日本政策金融公庫 小規模事業者経営改善資金	支払った利子相当額 （1. 4 %を上限とする）	3 6 ヶ月間

＜お問合せ＞

宇治市産業振興課 成長支援係
電話 0 7 7 4 - 3 9 - 9 6 2 1

宇治市先端設備等導入支援補助金のご案内

市内中小事業者の経営力強化を促進するために、労働生産性の向上を目的とした先端設備等の導入を行う事業者に対し、「宇治市先端設備等導入支援補助金」を交付します。

公募終了：2026年（令和8年）1月30日（金）午後5時まで
※予算の上限に達し次第、受付終了
補助対象期間：補助金交付決定後～2026年（令和8年）2月27日（金）

補助上限と対象事業

補助上限額と補助率

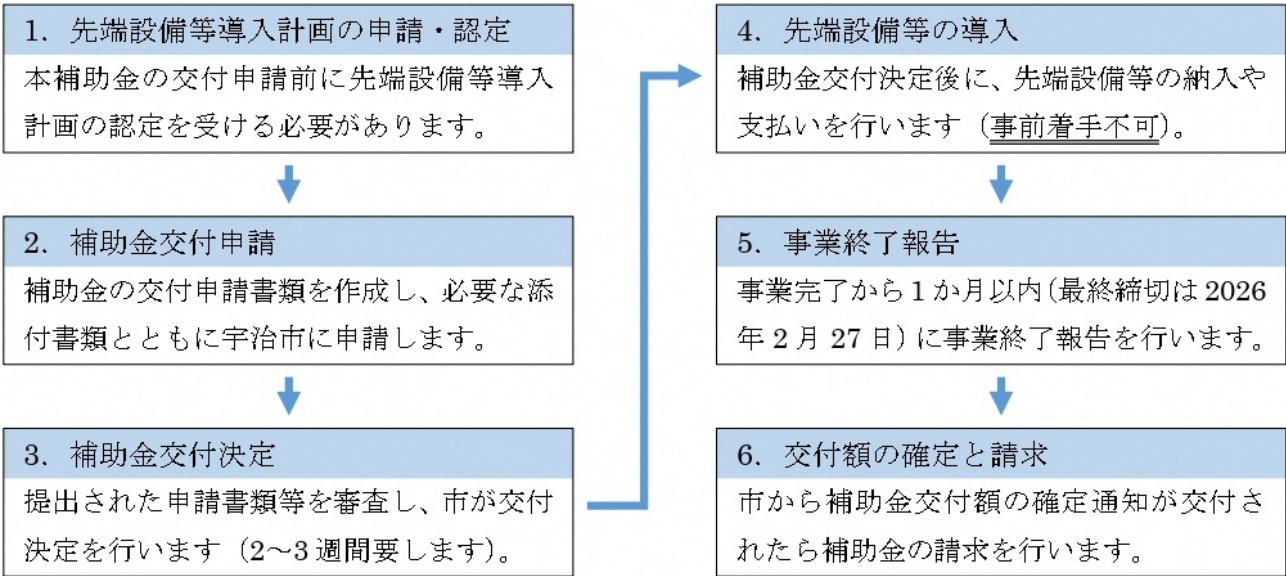
補助上限額：1 設備 50 万円、1 事業者 100 万円（先端設備等導入計画に賃上げ方針の表明を位置付けている場合は 1 事業者 200 万円）
補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助対象事業

宇治市長から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく事業のうち、右記の一定要件を満たした先端設備等の導入で、2026 年（令和 8 年）2 月 27 日（金）までに発注・納入・検収・支払（リース契約・割賦販売契約の場合は、発注・納入・検収）までのすべての手続きが完了するもの

設備の種類	最低価額
機械装置	160 万円以上
工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物付属設備	60 万円以上
ソフトウェア	70 万円以上

補助金活用の流れ



活用事例

【キャッシュレス対応セルフレジ】



セルフレジを導入することで、お釣りの受け渡し等での人為的なミスが減らすことができます。またこれまでレジ業務に従事していた従業員は、人材が不足している在庫管理や広告企画に従事してもらうことにより売上の増加に期待しています。

キャッシュレスに対応したことにより外国人観光客のお客が増えました。

【照明設備】

倉庫内の照明設備を LED に変更しました。

LED 化を行うことにより省電力化・長寿命化を図ることができます。また現状に即した照度とすることで、これまでより倉庫内での作業が効率的になったと感じています。



【調理機器】



様々なメニューを効率的に提供するため多機能な調理機器を導入しました。

これまでに比べて一度に大量の食品を調理することができ、また調理時間の大幅な短縮が実現しました。お客様への提供時間も短縮でき、お客様の回転率向上に寄与し売上につながりました。また、これまででは対応が難しかったメニューも新しく追加でき、新規のお客様が増えただけでなくこれまでのお客様にも喜んで頂けています。

【油圧ショベル】

操作性に優れた油圧ショベルを導入しました。作業時間が短縮できたことで他のお客様からの受注機会の損失を減らすことができます。新しい設備導入により、自社での施工率を上げ作業効率も向上しています。

今後はオペレーターの増員と事業規模の拡大を図っていきます。



その他、過去の導入事例

マシニングセンタ、レーザー加工機、三次元測定機、電動射出成形機、超音波診断装置、印刷機、溶接機、空調機器、CAD ソフト、生産管理システム、パソコン機器、サーバー機器など

土地・家屋以外の事業用の資産で、自動車税・軽自動車税のかかるものを除いたものが対象となります。償却資産の課税対象にならない設備や家屋と一体で課税される設備は対象外です（ソフトウェアを除く）。

リース契約での導入の場合、ファイナンスリース契約は対象となりますが、オペレーティングリース契約は対象外です。

国、府及び支援機関等が補助する他の制度の交付を受けている設備等については、補助対象外となります（国等ではものづくり補助金や事業再構築補助金をはじめとする設備投資を支援する補助金メニューがありますので、設備投資は計画的に行ってください）。

補助金交付 要項等は 宇治市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/ujinext/54306.html>



〈お問合せ〉

宇治市産業振興課 産業交流係

電話 0774-39-9621

フリーランスの取引に関する法律が施行

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和 6 年 11 月 1 日に施行されました

改正の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、以下の 2 点を図ります。

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

義務項目と内容

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 禁止行為
- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

詳細な内容や最新の情報は、各関係省庁（内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）のホームページをご確認ください。

宇治労政ニュースのメール配信ご希望の方は、
産業振興課までご連絡ください！！

発行 宇治市産業振興課
宇治市宇治琵琶 45-13
T E L : 0774-39-9621（直通）
E-mail : sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp